

感染症減免に関するQ&A

No.	Q	A
1	申請書は、どのように記入すればよいのか？	「減免申請書(感染症減免用)解説付き」の申請書部分が記入箇所になります。令和2年1月1日時点で前橋市に住民票があった方については、記入を省略できる部分がありますので、解説部分を読みながら記入していただければと思います。
2	令和元年分の収入・所得が分からない場合はどうしたらよいのか？	令和2年1月1日時点で前橋市に住民票があった方(前橋市で住民税を課税されている方)については、課税情報として令和元年分の収入・所得を市で確認できますので、記入不要です(令和2年中の収入については、記入が必要です。) 令和2年1月1日時点で前橋市に住民票がなかった方(前橋市以外で住民税を課税されている方)については、確定申告書の内容について税務署に問い合わせたり、勤務先に源泉徴収票の再交付を依頼したりして、確認してください。
3	今後の収入金額について、見込み方が分からない。	目安として、「減免申請書(感染症減免用)解説付き」の7ページ下段に、見込み額の計算方法をお示してあります。ただし、必ずしもこの計算方法に従う必要はありませんので、ご自身の事業実績等を踏まえ、おおよその金額を出していただければと思います。例えば、次のような計算方法でもかまいません。 例1:未到来月の月間収入 = 直近1か月の収入 例2:令和2年の年間収入 = 1月から4月までの収入 × 3
4	主たる生計維持者の令和元年分の収入(又は所得)がゼロの場合は、減免の対象にならないのか？	減免の対象になりません。この減免は、令和元年からの収入の減少を要件としており、また、減免額の計算上、令和元年分の所得がゼロの場合は、減免額がゼロとなってしまいます。
5	減免適用後、収入が回復した場合は、減免が取り消されるのか？	原則、取り消しません。ただし、申請に不正・偽りがあったと認められる場合は、取り消すことがあります。
6	既に支払ってしまった税金は、減免の対象にならないのか？	対象になる場合があります。減免額や、減免申請をした時期によって、どの納期分が減免されるかが異なりますので、「減免申請書(感染症減免用)解説付き」の9、11ページを参照してください。
7	自分が減免になるか、いくら減免になるか教えて欲しい。	減免申請後、減免の決定がされるまでは、確定的なことは申し上げられません。「減免額計算シミュレーションシート」により、試算してみてください。
8	窓口で申請書を記入してもよいのか？	3密回避のため、できる限り記入したものを郵送してください。不明な点等がある場合は、まずお電話で問い合わせてください(TEL 027-898-6250)。特に、7、8月は、国民健康保険課窓口が非常に混雑しますので、ご協力をお願いいたします。
9	支所や市民サービスセンターに提出できないか？	ご提出は、市役所本庁の国民健康保険課にお願いします。原則、郵送でのご提出にご協力ください。
10	現状、既に納税が困難であり、減免の決定を待つことができない場合はどうしたらよいのか？	本市収納課に問い合わせ、納税相談、徴収猶予の申請等をしてください。(収納課 TEL 027-898-6233 又は 6234)